

令和6年度第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	令和6年(2024年)7月31日 午前10時00分から午前11時20分まで
開催場所	甲賀市役所3階会議室301
出席委員	真山達志委員 杉本正紹委員 上村文子委員 島田千佳委員 田中京子委員 田中稔委員 杉本元枝委員 鎌倉康廣委員 北林榮一委員 野瀬昌子委員 西田喜代子委員 菊池滋美委員【12名出席】
甲賀市	正木副市長
事務局	市民環境部 保井部長 西野次長 人権推進課 中沢課長 福澤室長 中條室長補佐 井上係長
傍聴者	なし
会議次第	1. あいさつ 2. 委嘱 3. 委員・事務局職員の紹介 4. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務等の確認 5. 会長・副会長の互選 6. 議事
会議資料	(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について (2) 甲賀市人権に関する総合計画中間見直しについて(素案)
閉会	
	会議資料1 会議資料2 会議資料3 会議資料4-1 会議資料4-2 会議資料5-1 会議資料5-2

会議内容

開会

甲賀市市民憲章朗読

1. あいさつ

副市長 あいさつ

2. 委嘱

3. 委員・事務局職員の紹介

委員自己紹介

事務局自己紹介

4. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務等の説明

【会議資料1・2】

事務局：委員委嘱後初の審議会となるため、改めて条例及び規則に基づく審議会の位置づけについて説明。

審議会の公開について説明。

5. 会長・副会長の互選

会長 真山達志氏

副会長 杉本正紹氏

会長あいさつ

6. 議事

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について

【会議資料3】

関係各課の分野別の主な取り組み状況を「成果」と「課題」を用いて分析したもの

【参考資料1】

関係各課の分野別に見た各取組の評価一覧表

【参考資料2】

参考資料1を基に分野別に点数化し集計したもの

事務局：上記資料を説明

《委員意見等》

会長：質問や意見はありますか。

委員：子どもの人権の主な取り組みで学習支援事業を9教室開催したとあるが、地域別の件数を知りたい。

事務局：学んでいコウカという事業で実施し、内訳は水口3か所、土山1か所、甲賀1か所、甲南3か所、信楽1か所です。

委員：参考資料にある介護予防事業が、資料3高齢者の人権に入ってない。昨年の資料にはあった。

事務局：資料3は令和5年度の主な事業を抜粋して説明しています。取り組みとしてはあり、総括でも触っています。

委員：資料3（参考資料1）3ページ最終行に各公民館運営事業の成果が「至らなかつた」と記載されているが、これが成果か。他の事業は実施結果に基づく成果が記載されている。

事務局：昨年度実施回数に達していなかったという結果が記載されており、成果が記載されていませんでした。担当課に確認し修正いたします。

委 員：資料3の7ページ同和問題、人権教育啓発事業の主な成果が「ほぼ全世帯に周知できた」とあるが、自治会未加入や新聞未購読等の理由で周知できていない世帯もあり、周知方法を考えてももらえないか。

事務局：5月にポスティング実証実験において全戸配布を実施し、昨年度においてはかなり高い周知ができたと思います。ただ、全戸配布は費用面から継続実施は困難であり、周知・啓発方法については、フェイスブックやLINE、区長文書などを組み合わせて考えていきたいと思います。

会 長：これだけの進行状況をチェックするのは大変な作業だと思う。実績だけでなく課題も整理されており、今後も引き続き取り組まれたい。進行状況については当審議会として承った。

（2）甲賀市人権に関する総合計画中間見直しについて（素案）

【会議資料4－1】甲賀市人権に関する総合計画策定方針

【会議資料4－2】甲賀市人権に関する総合計画骨子案

【会議資料5－1】甲賀市人権に関する総合計画改定素案

【会議資料5－2】甲賀市人権に関する総合計画主な改正点

事務局：上記資料を説明

《委員意見等》

会 長：質問や意見はありますか。

委 員：昔から高齢者に対する施策といえば疾病と介護予防だった。この人権総合計画には人権施策がきめ細かく載っており、ありがたいことだと思う。

会 長：高齢者向けの政策が多くなりすぎると若者の考えが政策に反映されにくくなり、世代間分断が起こったり高齢者に対する差別意識が生まれたりする恐れがある。そこで、高齢者も若者も互いに人権があるという観点から施策を展開する必要があり、この人権総合計画の中に高齢者の人権をしっかりと位置づける必要がある。

委 員：困難なこどもだけでなくその親もまた困難を抱えていたりする。こどもだけ、女性だけでなく家族まるごととして支援していくと、高齢や障がい、困窮も多様な困難が複合した問題として縦割りにならない考え方で横のつながりを持って政策が連動していくないと、家族は一つなのに縦割りの施策が行われるとよいプランでも支援にならないと思うので、横のつながりをお願いしたい。

こどもの意見表明（アドボカシー）はこどもだけではなくすべての人に該当するので、マイノリティであり社会の中で不利な立場に置かれている全ての方という視点であるべきである。こども基本法で「すべての子」とあるが、与えるだけ、届けるだけの平等に終わると結果が不平等になることに気づかなければならない。格差が是正されなければ公正な支援

にならない。格差が見えにくいので、声なき声にも耳を傾け気を配ることが大事である。公的支援だけでなく細かな地域の支援があってこそ、すべての人の人権が尊重されると思う。

会長：総合計画では対象別に記述せざるを得ない。その結果総合的な対策になりにくい。公的だけでなく民間との連携も重要である。そのあたりを計画に明示できるよう工夫してほしい。

委員：自治会での連絡にLINEを使用することにより、障がい者であっても地域活動に参加しやすくなった。

近所に外国籍で重度の障がいをもった人がいる家庭がある。〇〇の人権と分けないで、一体的な施策を市に求める。声を出せない市民にも行政は支援をしてほしい。

事務局：縦割りをなくすよう重層的支援体制支援事業という形で取り組み、相談部署は分野ごとに設置していますが、困りごとがあれば各部署が協力して支援する体制づくりに取り組んでいます。市民に身近な市役所となるよう、将来的には組織の見直しも考えています。

会長：基礎自治体においては国の組織構造による縦割りはあるが、市民に対してはそのような対応をせず工夫努力されている。しかし、法に基づき行う必要があり縦割りにならざるを得ない制約条件があるので市民の期待に応えられないこともあると思う。

委員：資料5-1の40ページから41ページの表で、担当課が書かれていない箇所がある。

事務局：それぞれの事業ごとに担当課名が入ります。修正します。

会長：今日は資料が多いので資料を読み込むことは難しく、会議の場で意見がすべて出すことはできないと思う。事務局ではどう対応するのか。

事務局：総合計画の中間見直しに対する意見がありましたら、意見・提案書に記入いただき8月20日までに提出をお願いします。

閉会

副会長　あいさつ